

事務連絡  
令和8年3月24日

各居宅（介護予防）系サービス事業所  
各介護保険施設 運営法人代表者様  
各地域密着型サービス事業所 管理者様  
各総合事業サービス事業所

松江市健康福祉部介護保険課長

介護職員等処遇改善加算の令和8年度改定と

「令和8年度介護職員等処遇改善加算・処遇改善計画書の提出期限」について

介護サービスの適正な運営につきまして、日頃からご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
介護職員等処遇改善加算については、令和8年6月の介護報酬改定により、介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱは、事業所のキャリアパス要件によりそれぞれ2区分（「イ」「ロ」）に分かれることとなります。また、加算率全体が改定されます。これらに加え、これまで当該加算の算定対象ではなかった（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援・介護予防支援も対象となります。

これらの改定を加味した「令和8年度介護職員等処遇改善加算・処遇改善計画書」の新様式については、松江市のホームページの下記に掲載をしておりますので、令和8年4月15日（水）までに、メールを活用いただき、下記のアドレスにご提出ください。

提出にあたっては、PDFに加工せずエクセルのままご提出ください。（全国に事業所がある等の理由で「2000事業所法人提出用」の計画書を使用される場合は、本市の受信容量や法人側の送信容量等を考慮し、PDFに加工された上で、基本情報シート、2-2表、2-3表については松江市が指定する事業所が分かるページのみを提出してください。2-1表については、全体をPDFに加工して提出してください。）

松江市ホームページトップ > 健康・福祉 > 【事業者向け情報】医療・福祉関係 >  
【事業者向け情報】介護保険 > 申請書・報告書・届出書等（介護保険） >  
介護職員等処遇改善加算 > 令和8年度介護所金等処遇改善加算計画書について

なお、令和8年度の当該加算の改定内容や算定要件については、介護保険最新情報Vol.1479（令和8年3月13日付け）を参照してください。

松江市介護保険課事業所管理係  
担当：加田  
TEL：(0852)55-5689  
Email：jigyousyo@city.matsue.lg.jp